

「高等学校等就学支援金」とは...

国がご家庭の教育費負担軽減を目的として、授業料の一部を支援するものです。返済の義務はありません。
生徒・保護者に代わって学校が受け取り、授業料に充てることとされています。
文部科学省の定める判定基準から算出される額を上回る方は支給されません。（世帯年収目安910万円以上）

令和8年度

【計算式】市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する

計算により算出した世帯の額	対象区分
304,200円 以上	所得制限より 支給なし
304,200円 未満 ～ 154,500円 以上	通常額 支給
154,500円 未満	通常額 + 加算分 支給
親権者が海外在住の場合	通常額 支給

※旧制度（平成25年度以前）は加算2倍、加算1.5倍のみで基準の所得割額も異なります

※日本に居住していない方、過去に高等学校等を卒業した方や一定期間以上在学していた方等は対象となりません

就学支援金のポイント

みえ大台おおぞら高等学校の授業料が対象です。（入学金・施設管理費・スクーリング代金は対象外）

本校（通信制）での支給額計算式は、

（1単位あたり4,812円÷履修期間×登録単位数）×支給対象月数（在籍した月まで）

支給総額は、履修期間、登録した単位数などで異なります。

一度に対象となる単位数の上限は年度内通算30単位まで、通算単位数上限は74単位です。

対象となる期間：全日制課程で36月、定時制・通信制課程で48月です。

※当校の場合、就学支援金は授業料から予め減額いたします。（ただし、授業料全額納入後、一部後日返金とする場合があります）